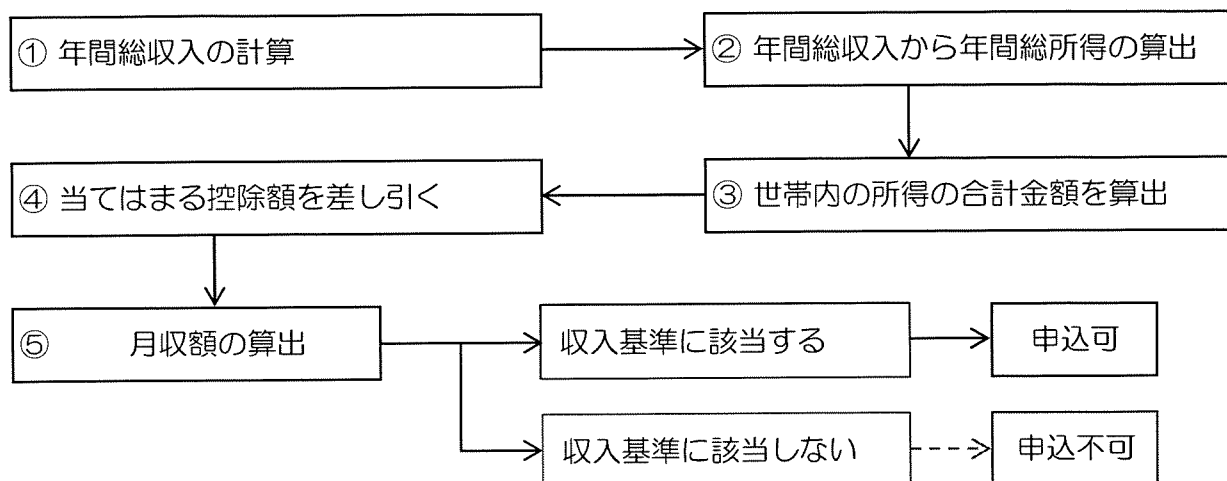


## 年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法

ここでは、申込みにあたって県営住宅の収入基準に該当するかを判断するために、月収額の計算を行います。

基本的には、その世帯の所得の合計額から、当てはまる控除額を差し引いて算出します。

なお、計算の手順は下記のとおりです。



### 用語の意味

- \* 年間総収入金額（収入）とは… 税込総支給額をいいます。
- \* 年間総所得金額（所得）とは… 年間総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金、普通恩給の場合には、公的年金等控除額）を控除した額をいいます（所得控除後の金額）。

## 給与所得者の年間総収入金額の計算方法

	就職（勤務開始）の時期等	収入金額の具体的な計算方法等
①	申込日時点で、現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年の年間総収入金額 (市町村発行の所得証明書記載の金額)
②	申込日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在まで12ヵ月以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月間の年間総収入金額 (収入証明書記載の金額)
③	申込日時点で、前年または今年に現在の勤務先へ中途就職し、勤続期間が12ヵ月に満たない方	勤務した翌月から申込日の前月までの総収入金額をもとに、次の計算方法による年間推定総収入金額 $\left( \frac{\text{収入証明書記載の総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与}}{\text{収入証明書記載の勤務月数}} \times 12 \right) + \text{支払いを受けた賞与} = \text{年間推定総収入金額}$

## 事業所得者（自営業者等）の年間総収入金額の計算方法

	事業の開始時期等	所得額の具体的な計算方法等
①	申込日時点で、事業を前年1月1日以前から引き続き行っている方	市町村発行の所得証明書
②	申込日時点で、前年途中で事業を開始し、現在まで12ヵ月以上行っている方	事業開始の翌月から12ヵ月間の年間総所得金額 ※年間収入－年間支出で算出 (収入証明書記載の金額)
③	申込日時点で、前年または今年途中で事業を開始し、12ヵ月に満たない方	事業開始の翌月から申込日の前月までの収入と支出をもとに、次の計算方法による年間推定総所得金額  $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{勤務した翌月から申込日の前月までの月数}} \times 12$ = 年間推定総所得金額

### 注意事項

- \* 入居する家族（婚約者を含む）に所得のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算し、すべての所得金額を合算します。
  - \* 所得税法上、課税対象とならない収入は、月収額計算の対象とはなりません。  
(例えば…生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、障がい年金等)
  - \* 国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金による収入は、月収額計算の際、給与収入として扱います。
  - \* 老齢年金、普通恩給については、下記表の計算方法により年間所得金額を算出します。  
(1円未満の端数は、切り上げます。)
- ※ 年齢が65歳未満であるかどうかは、その年の12月31日現在の年齢によります。  
(1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から 3,300,000円未満	(年金額) - 1,200,000円
	3,300,000円から 4,100,000円未満	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,700,000円未満	(年金額) × 0.85 - 785,000円
65歳未満の方	700,000円まで	所得は0
	700,001円から 1,300,000円未満	(年金額) - 700,000円
	1,300,000円から 4,100,000円未満	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,700,000円未満	(年金額) × 0.85 - 785,000円

## 月収額の具体的計算方法

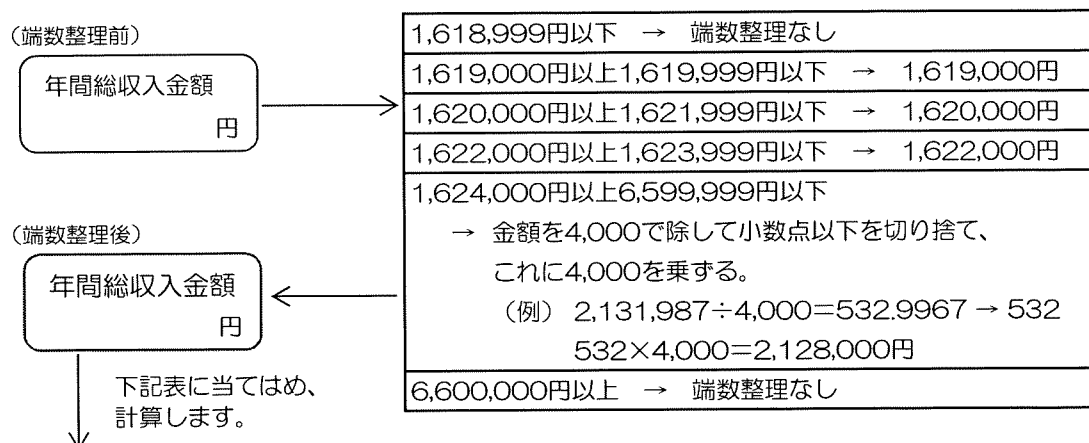
ここでは、前ページで計算した年間総収入金額・年間総所得金額から、「世帯の月収額」を割り出します。その結果により収入基準内かどうかを判断します。

### ※ 具体的計算方法

- ・ 給与所得者の方 ⇒ ①から順に計算していきます。
- ・ 事業所得者の方 ⇒ ③で計算します。

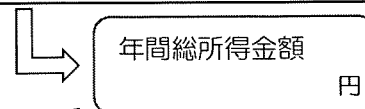
※ 所得のある方が複数名いる場合は、それぞれで端数整理等を行い、最終的に全員の金額を合算して「世帯の合計年間総所得金額」を算出してください。

### ① 年間総収入金額の端数整理



### ② 年間総所得金額の計算方法

年間総収入金額の区分	年間総所得金額
650,999円以下	年間総所得金額は0
651,000円以上1,618,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) - 650,000円
1,619,000円以上1,619,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 2,400円
1,620,000円以上1,621,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 2,000円
1,622,000円以上1,623,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 1,200円
1,624,000円以上1,627,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 - 400円
1,628,000円以上1,799,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6
1,800,000円以上3,599,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.7 - 180,000円
3,600,000円以上6,599,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.8 - 540,000円
6,600,000円以上9,999,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円



### ③ 収入月額額の計算方法

$$\left( \begin{array}{c} \text{年間総所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除合計額} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \text{円} \end{array}$$

※ 控除額は裏面の一覧表にあります。当てはまる控除額を計算し、世帯の合計控除額を算出してください。

# 控除額一覽表

控除の種類		内容	控除額
一般	1 同居親族	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
	2 別居扶養親族	所得税法上の控除を受けている扶養親族	38万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
特別控除	3 特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方（合計所得38万円以下の方）	25万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
	4 老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、70歳以上の方	10万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
	5 老人扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方	10万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
	6 障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 イ 身体（1・2級以外の方） ロ 精神（2・3級の方） ハ 知的（A <sub>1</sub> 以外の方） ニ 戦傷病者（第4項症以下の方）	27万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
	7 特別障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 イ 身体（1・2級の方） ロ 精神（1級の方） ハ 知的（A <sub>1</sub> の方） ニ 戦傷病者（特別項症か～第3項症の方）	40万円× 人＝ <input type="text"/> 万円
	8 寡婦控除	※①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ①次のイまたはロに当てはまる方 イ、夫と死別し、もしくは夫と離婚した後婚姻していない方 または夫の生死の明らかでない方 ロ、婚姻によらないで母となった方で、現に婚姻していない方  ②扶養親族またはその者と生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方  ③夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下である方（この場合は扶養親族などの要件はありません。）	27万円 <input type="text"/> 万円
	9 寡夫控除	※次のすべてに当てはまる場合 ①次のイまたはロに当てはまる方 イ、妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻していない方 または妻の生死の明らかでない方 ロ、婚姻によらないで父となった方で、現に婚姻していない方  ②扶養親族またはその者と生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方  ③合計所得金額が500万円以下である方	所得金額が270,000円未満の場合は当該所得金額
世帯の控除額計（上欄の <input type="text"/> 内の金額を加算してください）			<input type="text"/> 万円

# 控除額一覧表

控除の種類		内容	控除額
一般	1 同居親族	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38万円× 人= <input type="text"/> 万円
	2 別居扶養親族	所得税法上の控除を受けている扶養親族	38万円× 人= <input type="text"/> 万円
特別控除	3 特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方（合計所得38万円以下の方）	25万円× 人= <input type="text"/> 万円
	4 老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、70歳以上の方	10万円× 人= <input type="text"/> 万円
	5 老人扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方	10万円× 人= <input type="text"/> 万円
	6 障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 イ 身体（1・2級以外の方） ロ 精神（2・3級の方） ハ 知的（A <sub>1</sub> 以外の方） ニ 戦傷病者（第4項症以下の方）	27万円× 人= <input type="text"/> 万円
	7 特別障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 イ 身体（1・2級の方） ロ 精神（1級の方） ハ 知的（A <sub>1</sub> の方） ニ 戦傷病者（特別項症か～第3項症の方）	40万円× 人= <input type="text"/> 万円
	8 寡婦控除	※①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ①次のイまたはロに当てはまる方 イ. 夫と死別し、もしくは夫と離婚した後婚姻していない方 または夫の生死の明らかでない方 ロ. 婚姻によらないで母となった方で、現に婚姻していない方 ②扶養親族またはその者と生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方 ③夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下である方（この場合は扶養親族などの要件はありません。）	27万円 <input type="text"/> 万円
	9 寡夫控除	※次のすべてに当てはまる場合 ①次のイまたはロに当てはまる方 イ. 妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻していない方 または妻の生死の明らかでない方 ロ. 婚姻によらないで父となった方で、現に婚姻していない方 ②扶養親族またはその者と生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る）がいる方 ③合計所得金額が500万円以下である方	所得金額が270,000円未満の場合は当該所得金額
世帯の控除額計（上欄の <input type="text"/> 内の金額を加算してください）			<input type="text"/> 万円